

## 【 高額療養費制度についてのご案内・手続き方法 】

高額医療費制度とは、医療期間や薬局の窓口で支払った金額（一部負担金）が1か月（暦日：1日～末日まで）の自己負担限度額を超えた金額が、医療保険（保険者）から払い戻される制度です。

\*自己負担限度額は年齢や所得区分によって異なります。

病院窓口に『限度額適用認定証』をご提示いただければ、病院窓口での支払う金額が自己負担限度額までで済みます。

70歳以上で「3割負担の方」は『限度額認定証』の手続きをしていただければ自己負担限度額までのお支払となります。また70歳以上の方で「低所得者区分に該当する方」は『減額認定証』の手続きをされると自己負担限度額までのお支払となります。

### 【限度額認定証の手続きについて】

当院では、2023年2月よりマイナンバーカードの健康保険証利用へ対応を開始したことに伴い、オンライン資格確認によりご提示いただいたマイナンバーカードまたは健康保険証を用いて、負担割合や上限額等の確認が行えるようになりました。

原則として入院中は当該制度を利用させていただきますが、医療保険の加入状況の確認ができない場合などでは、別途申請手続きのご案内をする場合もございます。

なお、こちらの制度を用いて確認できる情報につきましては、ご加入されている保険資格に付随する情報となりますので、これまでと同様に月に一度マイナンバーカードまたは健康保険証の提示をお願いいたします。

### ○入院時食事負担について

入院医療費とは別に食事負担金を下記の通りご負担いただきます。

(2024年6月～)

一般所得者		1食	490円
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	90日まで	1食	210円
	91日以降	1食	160円
低所得者Ⅰ (住民税非課税かつ世帯の所得が一定水準以下)		1食	100円

下越病院 入院医事課 (1F 100番窓口)  
☎ (代)0250-22-4711 (内2006・2007)

# 入院費が高額になったときのために

～「限度額適用認定制度」「高額療養費助成制度」のご案内～

## 70歳未満の方

- 保険者が発行した「限度額適用認定証」を事前に1階「入院窓口」又はご入院中のナースステーションへご提示いただければ、医療費窓口自己負担額(月額)が下記の限度額までとなります。

所得区分	限度額(月額。月をまたぐ場合、月別にかかります。)		食事代 (1食あたり)
	3回目まで※1	4回目以降※1	
ア. 月収 83万円以上	252,600円 +(1か月間の総医療費-842,000円)×1%	140,100円	490円
イ. 月収 53～79万円	167,400円 +(1か月間の総医療費-558,000円)×1%	93,000円	
ウ. 月収 28～50万円	80,100円 +(1か月間の総医療費-267,000円)×1%	44,400円	
エ. 月収 26万円以下	57,600円		
オ. 低所得者 (非課税世帯)	35,400円	24,600円	210円 160円※2

★低所得者にあたらぬ小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者は、1食あたり260円。

## 70歳以上の方

- ・「Ⅰ」「Ⅱ」該当の方→保険者が発行した「限度額適用認定証」を事前に提示いただければ、医療費窓口自己負担額(月額)が下記「Ⅰ」「Ⅱ」の限度額までとなります。
- ・「Ⅲ」該当の方、認定証の申請をしない方→認定証が発行されず、医療費窓口自己負担額(月額)が自動的に「Ⅲ」の限度額までとなります。
- 1割負担、2割負担の方:医療費窓口自己負担額(月額)が下記の限度額までと決まっています(手続不要)。
- 低所得の方:「限度額適用・標準負担額減額認定証」を事前に提示していただければ、下記の限度額までとなります。

負担割合	所得区分	限度額(月額。月をまたぐ場合、月別にかかります。)		食事代 (1食あたり)
		3回目まで※1	4回目以降※1	
3割	Ⅲ. 月収 83万円以上	252,600円 +(1か月間の総医療費-842,000円)×1%	140,100円	490円
	Ⅱ. 月収 53～79万円	167,400円 +(1か月間の総医療費-558,000円)×1%	93,000円	
	Ⅰ. 月収 28～50万円	80,100円 +(1か月間の総医療費-267,000円)×1%	44,400円	
2割	月収 26万円以下	57,600円		
1割	低所得 (非課税世帯)	区分Ⅱ	24,600円	210円 160円※2
		区分Ⅰ	15,000円	100円

★低所得者にあたらぬ指定難病患者は、1食あたり260円。

※1:過去1年間での限度額該当回数。

※2:過去1年間に90日を超えて入院しており、長期認定を受けた場合

※食事代、保険外(TV・冷蔵庫代、診断書等、(病衣、オムツ代))料金は別途かかります。

※病院・おむつ代として・CSセットをご利用の方は、株式会社エランから請求書が郵送されます。

【限度額計算例】75歳3割負担の方が限度額「Ⅰ」認定証を提出し、総医療費60万円の場合  
 $80,100円 + (600,000円 - 267,000円) \times 1\% = 83,430円 + 食事代 + 保険外料金$